

佐賀市立小中一貫校北山校学校施設開放運営委員会規約（案）（平成28年7月改定）

（名称）

第1条 本会は佐賀市立小中一貫校北山校学校施設開放運営委員会と称する。

（事務局）

第2条 本会の事務局を佐賀市立小中一貫校北山校学校内におく。

（目的）

第3条 スポーツ振興法第13条に基づき、社会体育振興の一環として運動場及び室内運動場を学校教育に支障のない限り開放し、一般市民の健全なる余暇利用の場としてのスポーツ活動を推進し、体力づくりとレクリエーション活動に資すること。

（事業）

第4条 本会の目的を達成するために次の事を行う。

- （1）運営委員会開催前の諸計画の立案
- （2）施設開放のための利用者・団体の調整及び指導
- （3）室内運動場使用時のカギの受け渡し
- （4）運動場、室内運動場の施設備品の管理
- （5）事故防止に関すること
- （6）管理指導員に関すること
- （7）その他、施設利用の効果を上げるために必要な研究・実践

（構成）

第5条 本会は、次のものをもって構成する。

- （1）学校長
- （2）副校長・教頭（小中）
- （3）学校体育に関する学校職員代表
- （4）育友会会長又は副会長
- （5）富士町体育協会役員
- （6）その他

（役員）

第6条 本会に、次の役員を置く。

- （1）委員長 1名（学校長）
- （2）副委員長 1名（育友会会長又は副会長）
- （3）庶務 2名（教頭もしくは副校長、事務職員）

（役員職務）

第7条 本会の役員職務は次のとおりとする。

- （1）委員長は、この会を代表し、会務を総括する。
- （2）副委員長は、委員長を補佐する。
- （3）庶務は、本会の事務を行う。

（任期）

第8条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

（会議）

第9条 本会は年に1回開催とする。また、必要に応じて臨時に開催することができる。

（事業年度）

第10条 本会事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（補則）

第11条 この規約に定めることのほか、本会の運営に必要な事項は別に定める。

【附則】

1. 本会は、公布の日より施行する。
2. 「佐賀市学校体育施設の開放に関する規則」に準ずる。
3. 運営上の規定・規則は別にこれを定める。